

3 教高第 355 号
3 教特第 221 号
3 教学第 361 号
3 教保第 194 号
3 教ス第 171 号
令和 3 年(2021 年) 8 月 5 日

県立学校長 様

教 育 長

県の感染警戒レベル 5（新型コロナウイルス特別警報Ⅱ）
発出下における学校の対応について（通知）

このことについて、別添のとおり、佐久圏域のうち小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町及び立科町、上田圏域内のすべての市町村の感染警戒レベルが 5 に引き上げられ、「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」が発出されました。県立学校における感染警戒レベル 5 の地域の感染症対策については、令和 3 年 5 月 6 日改定「新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校運営ガイドライン」に記載されていますが、夏季休業期間中は下記のとおり対応願います。

急速な感染拡大を食い止めるため、「ガイドライン」以上の厳しい対応となりますが、御理解と御協力をお願いします。

なお、今後、感染レベルが 5 に引き上げられた地域に所在する県立学校においても同様の対応をお願いします。

記

感染警戒レベル 5 の地域に所在する県立学校においては、夏季休業期間中は真に必要な場合以外は、学習活動、学校行事、部活動等は行わない。

高校教育課管理係 (課長)服部靖之 (担当)松原雄一 電話 026-235-7430(直通) 内線 4364 FAX 026-235-7488 E-mail koko@pref.nagano.lg.jp	特別支援教育課指導係 (課長)酒井和幸 (担当)勝又和彦 電話 026-235-7456(直通) 内線 4372 FAX 026-235-7459 E-mail tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp	学びの改革支援課高校教育指導係 (課長)曾根原好彦 (担当)廣田昌彦 電話 026-235-7435(直通) 内線 4390 FAX 026-235-7495 E-mail kyogaku@pref.nagano.lg.jp
保健厚生課保健・安全係 (課長)宇都宮純 (担当)下倉幸江 小田切優美 佐藤知子 電話 026-235-7444(直通) 内線 4447 FAX 026-234-5169 E-mail hokenko@pref.nagano.lg.jp	スポーツ課学校体育係 (課長)北島隆英 (担当)小林秀樹 電話 026-235-7448(直通) 内線 4465 FAX 026-235-7476 E-mailsports-ka@pref.nagano.lg.jp	

**佐久圏域の一部市町及び上田圏域の
感染警戒レベルを5に引き上げ
「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出します**

令和3年8月5日 新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 感染の状況等

- デルタ株が猛威を振るっており、新規陽性者が過去に例のないスピードで増加（1週間あたりの新規陽性者数が前週比200人以上増加）

※デルタ株については別紙参照

→ 感染経路不明な事例、県外往来に加え、家庭や事業所内における感染が疑われる事例が増加

- 子ども・若者や働き盛り世代の陽性者が増加し、第4波までとは異なる状況
- 一方、県民の皆様のワクチン接種へのご協力により、高齢者の感染事例が減少し、入院率は4割程度
- 佐久圏域及び上田圏域の直近1週間（7月29日～8月4日）の新規陽性者数は、それぞれ56人、47人で、急増中
- 佐久圏域及び上田圏域における感染がさらに拡大すれば、全県の医療提供体制にも大きな影響を及ぼす恐れ

2 特別警報Ⅱの発出

直近1週間の新規陽性者数等が感染警戒レベル5相当となった佐久圏域及び上田圏域のうち、感染の拡大が顕著な市町村及び感染が広がるおそれがある市町村（以下「該当市町村」）について、**感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出（本日から8月18日まで。）**

圏 域	該当市町村
佐久圏域	小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、立科町
上田圏域	上田市、東御市、長和町、青木村（圏域内すべての市町村）

3 デルタ株対策の心得

「飛沫感染」、「エアロゾル感染」、「接触感染」を意識し、基本的な感染防止対策をより厳格に行うことが大切

- 屋内及び人との会話時は、マスクを正しく着用（不織布マスクを推奨）
- マスクをしていても人との距離は最低 1 メートルを確保
- 屋内や車内は十分に換気（屋内では30分に一回以上、数分間程度窓を全開）
- 人と同じものを触ることを避け、適切なタイミングで正しく手洗い・手指消毒
- ワクチン接種済みの方も上記の対策を

該当市町村にお住まいの皆様、訪問される皆様、事業者の皆様は「この夏を過ごすにあたってのお願い（7月30日改定）」にもご留意ください。

4 該当市町村における県としての対策①

(1) 県民、来訪者・旅行者の皆様へのお願い

- ①人と会う機会をできるだけ減らすようお願いします。
(人と会う時には、距離をとり短時間で。普段会わない方と会う場合は特にご注意を。)
 - 可能なら電話やオンラインで済ませてください。
 - 混雑する場所、換気の悪い場所は極力避けてください。
- ②ご自宅等も含め、会食の際には次のことをお願いします。
 - 同窓会や親族の集まりなど、普段会わない方との会食は控えてください。
 - 同居のご家族以外で行う飲酒を伴う5人以上の会食については、感染対策の徹底が困難な場合には実施を控えてください。
 - できるだけ黙食とし、会話をする際にはマスクを着用してください。
 - 「信州の安心なお店」認証店の利用を推奨します。
- ③信州への帰省及び県外への訪問は、控えるようお願いします。
- ④出張等での来訪者、旅行者の方は、上記①、②及び「信州版 新たな旅のすゝめ」を守るようお願いします。

4 該当市町村における県としての対策②

(2) 事業者の皆様へのお願い

【利用者、お客様に対する感染防止策】

- ①商業施設・観光施設など、不特定多数の方を受け入れる施設の管理者は、状況に応じ入場制限等を実施してください。
 - 入場者数の制限（人と人との距離を概ね2メートル程度確保）
 - 施設内での物理的距離の確保
 - 十分な換気
 - 客が手を触れられる箇所の定期的な消毒
 - 客の健康状態の聞き取り、入口での検温
- ②イベントの開催は慎重に検討してください。
 - 感染リスクを低下させる対策が困難な場合は、延期や中止を検討してください。
- ③観光関係者は地域で連携して感染防止対策に取り組んでください。

①②特措法第24条第9項

(2) 事業者の皆様へのお願い

【従業員に対する感染防止対策】

- ④在宅勤務・テレワークの推進をお願いします。
- ⑤職場の感染対策を改めて点検・徹底してください。
 - 労働局が作成した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」で点検してください。
- ⑥感染リスクが高い場所（食堂、寮など）での行動等について、従業員への注意喚起をお願いします。

(3) 子どもへの対策

- ①県立学校においては、感染症対策を講じても、なお感染リスクの高い活動については、中止または延期します。
 - 感染リスクの高い学習活動の中止
 - 安全な実施が困難である学校行事の中止・延期
 - 部活動の活動時間の短縮と、学校が独自に行う練習試合、合宿の中止
- ②特に、夏季休業期間中は、真に必要な場合以外は、上記活動は行いません。
- ③市町村立及び私立の学校設置者に対して、県立学校と同様の対応とするよう協力を要請します。
- ④保育所等設置者や子どもの居場所を管理・運営する者に対して、感染防止対策を講じてもなお感染リスクが高い活動の中止・延期と感染防止策の徹底について協力を要請します。

(4) 県が実施する対策

- ①陽性者を早期に発見し、感染拡大を防ぐため、
 - ・積極的疫学調査によるPCR検査等を広範に実施します。
 - ・感染状況に応じた集中的な検査を検討します。
- ②県の公共施設について、感染対策の徹底や休止等の措置を検討するとともに、市町村に対しても同様の検討を行うよう協力を要請します。
- ③県機関においては、在宅勤務・テレワークや勤務時間の割り振り等により、執務室内での従事職員数を概ね5割削減します。
- ④地域経済を活性化するために該当市町村が行う事業者支援の取組に対し交付金を支出します。

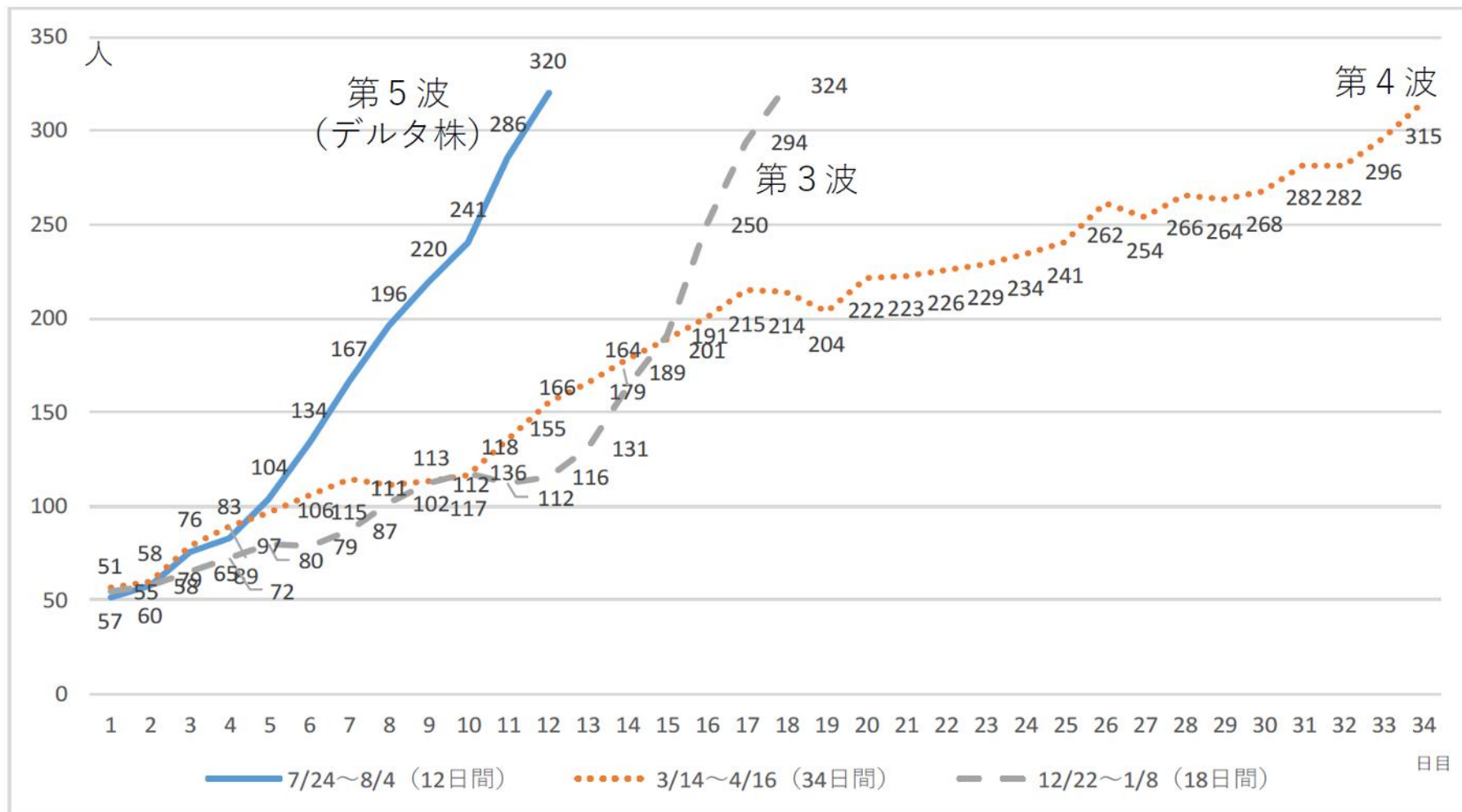
新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷は絶対にやめてください。

新型コロナへの感染は、注意していても完全に防ぐことはできません。仕事や家庭の事情等で緊急事態宣言発出地域等から来県される方もいらっしゃると思います。様々な理由によりワクチン接種を受けられない方もいます。

差別や誹謗中傷を恐れた受診控えなどは、かえって感染の拡大にもつながりかねません。

「思いやり」の心を持ち、「支えあい」の輪を広げ、県民みんなでこの危機を乗り越えていきましょう。

(参考1)長野県内における第3波、第4波及び第5波の 1週間あたり新規陽性者数の増加速度の比較



※それぞれの波の始点は1週間あたりの新規陽性者数が50人を超えた点とした

(参考2) 10圏域の感染警戒レベル〈R3.8.5現在〉

感染警戒レベル5の圏域等

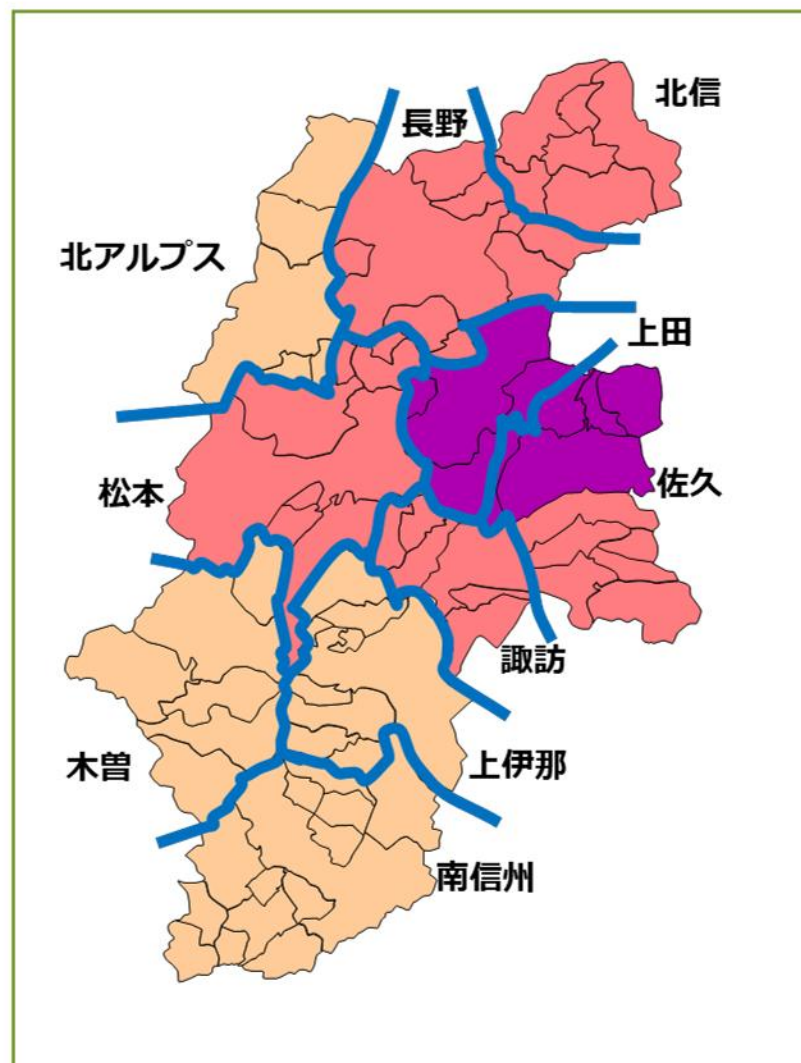
- 1 圏域 5 市町 小諸市、佐久市、軽井沢町、
御代田町、立科町（以上佐
久圏域）、上田圏域

感染警戒レベル4の圏域

- 5 圏域 佐久圏域、諏訪圏域、松本圏域、
長野圏域、北信圏域

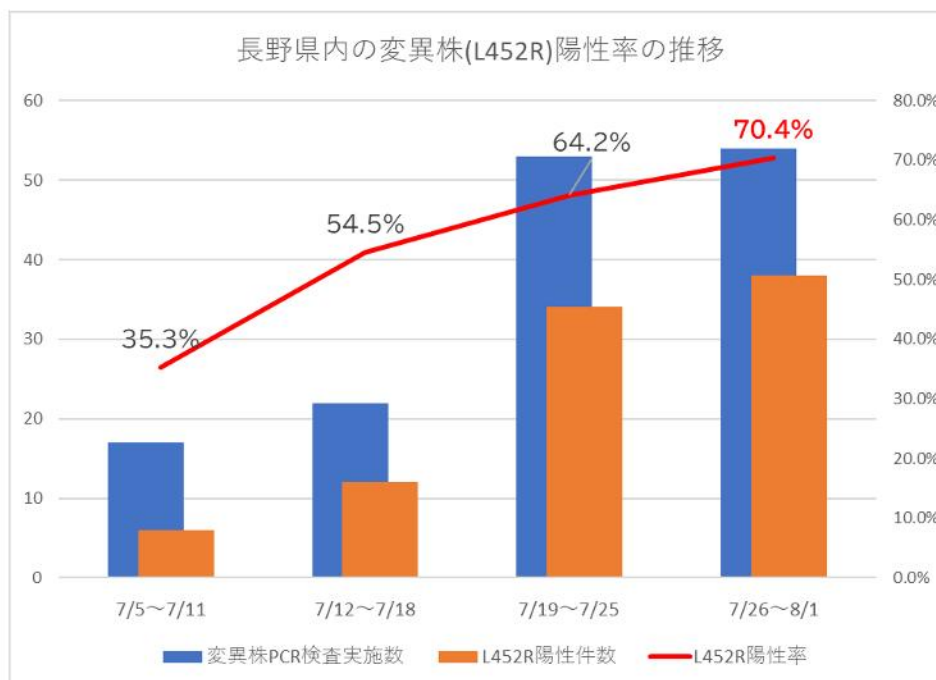
感染警戒レベル3の圏域

- 4 圏域 上伊那圏域、南信州圏域、
木曽圏域、北アルプス圏域



新型コロナウイルス感染症デルタ株について

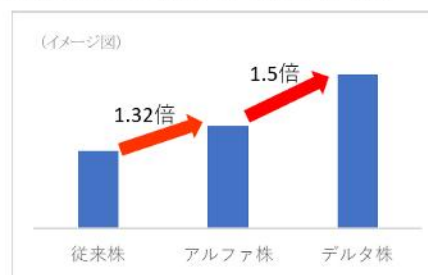
L452R 変異（デルタ株）が主流に



※L452R 変異を有する変異株は複数あるが、これまで県内で確認されたものはすべてデルタ株

デルタ株の感染力は従来株のウイルスより大幅に増している

感染力が、従来株よりも 1.32 倍高いと推定されたアルファ株よりも、さらに 1.5 倍高い可能性がある



デルタ株のウイルスに感染すると重症化しやすい可能性

従来株に比べて重症化リスクが 1.4 倍といわれるアルファ株よりも、さらに入院リスクが高くなっているという可能性がある

ワクチンの効果を弱める可能性

アルファ株に比べて、感染予防効果・発症予防効果が弱まる可能性がある